

第6部 憲法と平和をめぐる現状と課題

(憲法施行70年における立憲主義の危機と憲法改正の動き)

第1 憲法をめぐる近年の政治情勢

2014（平成26）年7月、安倍政権は、1972（昭和47）年に田中内閣において確立されて以来、歴代内閣において継承されてきた政府解釈（自衛隊の実力行使と憲法9条の整合性に関する「旧三要件」）を変更し、集団的自衛権の一部行使等を合憲として容認する閣議決定（「新三要件」）を行い、翌2015（平成27）年9月、政府及び与党は、国民世論に強い慎重論がある中で、法案制定手続に多くの問題を残して「安全保障関連法」の成立を強行した。

2016（平成28）年7月には参議院議員選挙が実施されたが、憲法問題が争点とされないまま、衆参両院において与党が3分の2以上の議席数を占める結果となった。

翌2017（平成29）年5月3日、憲法施行70年目の憲法記念日には安倍首相が自由民主党総裁として「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法改正構想を表明し、これを受けて同年7月には自由民主党憲法改正推進本部で後述するような加憲条文案が提示されている。

そして、同年9月末には衆議院が解散されて憲法改正を主要な争点とする総選挙が実施され、憲法改正に積極的な政党が多数を占める結果となった。与党である自由民主党は、この選挙において上記「自衛隊加憲」のみならず、「国家緊急権の創設」や「高等教育の無償化」等の憲法改正を選挙公約とした。

その後2018年（平成30）年3月の党大会で、自衛隊を憲法に自衛隊を明文化する条項、教育環境の整備等に関する条項、災害時の緊急事態条項の新設、参議院合区の解消に関する条項を取りまとめて、憲法改正を目指すことが確認された。

しかし、本年7月の参議院通常選挙においては、与党は、非改選議席と合わせて、参議院における議席総数が3分の2を割ることとなり、一旦改憲の議論は速度を落としたかにみえるが、安倍自由民主党総裁は、国民が憲法改正に反対するものではないと受け止めるとして、なおも憲法改正を最優先課題であるとする姿勢を崩していない。

憲法をめぐる問題としては、すでに2013（平成25）年に強行採決によって成立している特定秘密保護法や、ヘイトスピーチ問題、国政選挙における一票の格差などの問題が山積しているが、2017（平成29）年にはさらに内心の自由の侵害が懸念される共謀罪法（「テロ等準備罪法」と

称されている)も成立しており、憲法はその基本原理のレベルで確実に蝕まれてつある。

また、恒久平和主義との関係では、沖縄の基地問題、特に辺野古新基地をめぐる問題などは、常に国民全体の問題として、引き続き取り組むべき課題である。

動きが見えにくいとはいえ、なおも予断を許さない憲法改正の動きは、日本国憲法をめぐって初めて直面する重大な問題であり、我が国のあり方自体を大きく変える重大な局面を迎えていると言えよう。

我々は、今、憲法とそれを支える価値について、いかに考え、取り組むかが、まさに正面から問われているのである。